

がんばる農業者 あの人この人



有限会社 環の皆さん(久之浜町)
代表取締役 阿部 拓さん(中央)

今回御紹介するのは、久之浜町末続の農業生産法人有限会社『環』の代表者、阿部拓さん(57)です。

阿部さんは、平成15年9月に会社を設立。3年前に息子の哲弥さん(23)が就農したのをきっかけに、親子二代で本格的に有機野菜栽培に取り組み始めました。今年4月には市の農業研修生だった鯨岡恵さん(28)を構成員として迎え、現在は社員3名、研修生2名、合計7名で耕作しています。

経営面積は、久之浜のほ場でハウス10a、露地50a、下神谷のほ場でハウス30aの計90a。耕作地全てにおいて、日本生態系農業協会の有機栽培の認証を取得しています。主な栽培作物はアスパラガスであり、その他に、トマト、パプリカ、春菊、ブロッコリー、ソラマメなどがあります。市内にも一部出荷はしていますが、主に東京の『らでいっしゅぼーや株』や『大地を守る会』に出荷をしており、年間作付け計画のもとに、量

や価格を決めているそうです。

有機栽培を行ううえで、一番重要とされるのは『土作り』だと阿部さんは言います。栽培技術等がまだ確立されていないため、苦勞する部分はあるようですが、現在は微生物の利用等も行っており、毎日が試行錯誤の繰り返しだそうです。

今後の目標を伺うと、「研修生にそれぞれ独立してもらい、大口の注文にも応じられるようなネットワークを作ることです。」と笑顔で答えてくれました。



市内での有機野菜栽培者はまだ4名と少ないですが、多くの農家に認証を取得してもらい、市民の皆さんが、いわきの有機野菜を食べられるようになって欲しいものです。

阿部さんには、栽培技術を確立し多くの研修生を育ててもらい、有機野菜を通して農業者・消費者の大きな「環」を創出されるよう願っております。

(執筆 鯨岡 千春委員)

経営移譲年金を受給されている方へ

農地の使用貸借契約について



経営移譲年金を受給するときに、農地法第3条の許可を受けて所有する農地等を後継者に処分した場合には、次のことに御注意ください。

《所有権を移転した場合》
経営移譲後、新たに買い求めた、または相続等で取得した農地で農業を再開すると支給停止となります。

《所有する農地に使用収益権を設定し、農地の使用貸借契約を結んだ場合》
使用貸借契約の期間が満了すると支給停止となります。期間満了日より前に次のいずれかの手続きを取ってください。

- ① 契約期間を延長する変更契約を結ぶ
※後継者に使用貸借した農地は、原則、農業以外のものに使用することができません(＝特定処分対象農地)
- ② 同一の後継者に対し、再度、使用収益権を設定する農地法第3条の許可申請を行う(契約期間満了日の属する月に許可を受けることが条件)。
- ③ 同一の後継者に対し、所有する農地の所有権を移転(生前一括贈与)する農地法第3条の許可申請を行う(契約期間満了日の属する月に許可を受けることが条件)。

※所有する農地は、特定処分対象農地となりません
※贈与税が課税されます

また、経営移譲後、新たに買い求めた、または相続等で取得した農地で農業を再開すると支給停止となります。

詳しくは、農業委員会事務局にお問い合わせください。

農業委員会事務局 (22)7534